

# 岡山大学研究協力会規約

平成 7年9月22日  
改正 平成18年7月12日  
平成19年6月13日  
平成27年6月16日  
令和 4年3月24日  
令和 5年6月 9日  
令和 6年6月27日

(名称)

第1条 本会は岡山大学研究協力会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を岡山大学に置く。

2 事務局には必要に応じ事務長を置く。

(目的)

第3条 本会は、岡山地域をはじめとする産業界と岡山大学の密接な連携協力でイノベーションを創発することによって、個性豊かな地域産業をさらに活性化、高度化することを目的とする。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)産業界と岡山大学の人的交流を含む情報交流の推進
- (2)産業活性化に役立つ講演会や研修会の開催
- (3)岡山大学との共同研究や受託研究を含む、各種の連携の支援
- (4)岡山大学と地域の連携に関する情報発信
- (5)その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会員)

第6条 本会は、本会の事業に賛同する者（以下、「会員」という）をもって組織する。

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 会員数と同程度
- (4) 庶務理事 2名
- (5) 監 事 2名

2 理事の内1名を会長とする他、若干名の副会長及び2名の庶務理事を置く。

3 理事、監事は総会で選任し、会長、副会長は理事の互選とする。

4 理事は本会の業務の処理にあたる。

5 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。任期満了の場合においては後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。なお、補充選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

- 6 役員が任期途中で交代する場合、後任者は前任者の残任期間について総会で選任されたものとみなして直ちに役員に就任することができる。但し、直近の総会においてその旨を報告しなければならない。

(役員職務)

第8条 理事は理事会を組織し、本会の業務の執行を決定する。

- 2 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 4 庶務理事は、会長、副会長の命を受け庶務を掌る。
- 5 監事は本会の会計を監査する。

(顧問・参与)

第9条 本会には顧問、参与を置く。

- 2 顧問及び参与は理事会の推薦により会長が委属する。
- 3 顧問及び参与は会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会と理事会とする。総会は役員及び会員をもって構成し、理事会は理事、監事をもって構成する。

(総会)

第11条 総会は役員及び会員をもって構成し、年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。

- 2 総会では、次の事項について協議し、決定する。
  - (1) 事業、会計の報告及び承認
  - (2) 役員改選
  - (3) 規約の変更
  - (4) その他の必要事項
- 3 総会は、会長が招集し、会長が議長を務める。
- 4 総会は、役員過半数の出席（委任状を提出した上での欠席の場合を含む。）により成立し、総会の議事は出席した役員過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(理事会)

第12条 理事会は必要に応じて会長が召集し議長となる。

- 2 理事会は事業を企画し、これを執行する。

(分科会)

第13条 本会には分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織及び運営については理事会で定める。

(経費)

第14条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第15条 年会費は50,000円とする。但し、入会日が、10月1日以降の場合は、初年度のみ半額の25,000円とする。なお、既納の会費は退会、その他の理由によ

って返戻しない。

#### (入会・退会)

第16条 本会への入会を希望する者は、所定のWebサイトから入会申込を行い、会長の承認を受けなければならない。

2 会員で退会を希望する者は、所定のWebサイトからその旨の届け出を行い、会長がこれを承認する。

3 会員は入会申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他本会が定める事項に変更があったときは、所定のWebサイトから速やかにその旨の届け出を行うものとする。

4 本会の会員として適当でないと認められる場合は、会長及び副会長による協議の上、除名することができる。

#### (個人情報の保護)

第17条 本会は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとします。

#### (反社会的勢力への対応)

第18条 本会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、何らかの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができる。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋又はその他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難を受ける関係を有しているとき。

(6) 自ら又は第三者を利用して、当会又は当会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。

2 本会は会員が自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行なった場合には、何らかの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信頼を毀損し、又は当会の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

4 本会は、本条の規定により、会員資格の取消しをした場合には、会員に損害が生じても本会は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、これにより本会に損害が生じた時は、会員はその損害を賠償するものとする。

#### (準拠法・合意管轄)

第19条

1 本規約の解釈に当たっては、日本法を準拠法とする。

2 会員と本会の間で紛争が生じた場合は、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第20条 この規約に定めるものの他に必要な事項は、理事会において定める。

附 則

- 1 この規約は平成7年9月22日から実施する。
- 2 設立当初の事業年度は第5条の規定にかかわらず、平成8年3月31日とする。
- 3 設立当初の役員の任期は第7条5項の規定にかかわらず、平成9年3月31日とする。

附 則

この規約は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年6月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月16日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年3月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年6月9日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年6月27日から施行する。